

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
1	別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）				
	総務事務関係手数料		総務事務関係手数料				
	事務	名称	金額	事務	名称	金額	
[略]			[略]				
44	高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,800円) (2)～(5) [略]	44	高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,800円) (2)～(5) [略]
[略]			[略]				
別表第7（第2条関係）		別表第7（第2条関係）					
県土整備事務関係手数料		県土整備事務関係手数料					
事務	名称	金額	事務	名称	金額		

[略]	
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>[略]</p> <p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第87条の2</u>の建築設備をいう。44の項において同じ。）及び工作物（<u>建築基準法</u>第88条の工作物をいう。44の項において同じ。）に係る部分 条例第12条に定める額</p>
[略]	
45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建	<p>[略]</p> <p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築設備（<u>建築基準法</u><u>第87条の2</u>の建築設備をいう。46の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。</p>

[略]	
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>[略]</p> <p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>第87条の4</u>の建築設備をいう。44の項において同じ。）及び工作物（<u>同法</u>第88条の工作物をいう。44の項において同じ。）に係る部分 条例第12条に定める額</p>
[略]	
45 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建	<p>[略]</p> <p>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 建築設備（<u>建築基準法</u><u>第87条の4</u>の建築設備をいう。46の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。</p>

築基準関係規定に適合するかどうかの審査		46の項において同じ。)に係る部分 条例第12条に定める額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）</p> <p>(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）の床面積（(1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p>

築基準関係規定に適合するかどうかの審査		46の項において同じ。)に係る部分 条例第12条に定める額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下このイにおいて同じ。）を同告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める数値</u></p>

(ア)～(カ) [略]

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。48の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。48の項において同じ。）

とする場合は(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）の床面積（(1)イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示Iの第2の2の2-3(2)ロに定める数値とする場合は(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額

(ア)～(カ) [略]

ウ～オ [略]

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。48の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。48の項において同じ。）

		）に係る部分 条例第12条に定める額
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>

		）に係る部分 条例第12条に定める額
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 (ア) 床面積（<u>住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう</u></p>

		<p>77,000円</p> <p>(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。50の項において同じ。)及び工作物(同法第88条の工作物をいう。同項において同じ。)に係る部分 条例第12条に定める額</p>			<p>。51の項(3)において同じ。 。)の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。 。)の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>77,000円</p> <p>(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。50の項において同じ。)及び工作物(同法第88条の工作物をいう。同項において同じ。)に係る部分 条例第12条に定める額</p>	
	[略]			[略]		
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項に	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額		51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項に	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

において「法」という。
) 第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
ア・イ [略]

(2) 一戸建ての住宅（当該住宅

において「法」という。
) 第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）
ア・イ [略]

(1)の2 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
21,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

(2) 一戸建ての住宅（当該住宅

のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(3) 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円

イ～エ [略]

のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(3) 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イからエまで並びに(3)の2及び(4)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円

イ～エ [略]

(3)の2 共同住宅等 (当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア～エ [略]

(5)・(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額）

場合にあつては、89,000円）

(4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア～エ [略]

(5)・(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物（
一戸建てであるものを除く。）
次に掲げる部分の区分に応じ
、ア及びイに定める額を合算し
た額

ア 住宅部分 (3)アからエま
でに定める床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ(3)アか
らエまでに定める額（当該住
宅部分のエネルギー消費性能
が省令第1条第1項第2号イ
(2)及びロ(2)に定める基準
に適合するものとしてされた
認定申請に係るものにあつて
は、(4)アからエまでに定め
る床面積の合計の区分に応じ
、それぞれ(4)アからエまで
に定める額)

号イ(3)及びロ(3)に定める
基準に適合するものとしてさ
れた認定申請に係るものにあ
つては(2)ア又はイに定める
床面積の合計の区分に応じそ
れぞれ(2)ア又はイに定める
額)

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物（
一戸建てであるものを除く。）
次に掲げる部分の区分に応じ
、ア及びイに定める額を合算し
た額

ア 住宅部分 (3)アからエま
でに定める床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ(3)アか
らエまでに定める額（当該住
宅部分のエネルギー消費性能
が省令第1条第1項第2号イ
(2)(ii)及びロ(2)に定める
基準に適合するものとしてさ
れた認定申請に係るものにあ
つては(3)の2アからエまで
に定める床面積の合計の区分
に応じそれぞれ(3)の2アか
らエまでに定める額、省令第
1条第1項第2号イ(3)及び

		イ [略]
[略]		

		ロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(4)アからエまでに定める額) イ [略]
[略]		

2 別表第1 (第2条関係)

総務事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	[略]	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器((1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ [略] (3)・(4) [略]
[略]		

別表第2 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

総務事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	[略]	(1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> 又は <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> ((1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ [略] (3)・(4) [略]
[略]		

別表第2 (第2条関係)

政策地域事務関係手数料

[略]

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査（ <u>毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の規定により知事が行うこととされているものに限る。44の項及び49の項において同じ。</u> ）	製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	[略]
41 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	20,700円
42 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に	[略]	

ふるさと振興事務関係手数料

[略]

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
40 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	[略]
41 削除		
42 毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に	[略]	

基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査		
43 毒物及び劇物取締法 第4条第4項の規定に基づき毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	
44 毒物及び劇物取締法 第4条第4項の規定に基づき毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料	12,400円
45 毒物及び劇物取締法 第4条第4項の規定に基づき毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る	毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料	6,800円

基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査		
43 毒物及び劇物取締法 第4条第3項の規定に基づき毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料	12,400円
44 毒物及び劇物取締法 第4条第3項の規定に基づき毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	
45 削除		

経由	料	
46 毒物及び劇物取締法 施行令第35条の規定に 基づく毒物又は劇物の 販売業の登録票の書換 え交付	<u>毒物劇物</u> <u>販売業登</u> <u>録票書換</u> <u>え交付手</u> <u>数料</u>	[略]
47 毒物及び劇物取締法 施行令第36条の規定に 基づく毒物又は劇物の 販売業の登録票の再交 付	<u>毒物劇物</u> <u>販売業登</u> <u>録票再交</u> <u>付手数料</u>	[略]
[略]		
49 毒物及び劇物取締法 第9条第1項の規定に 基づく毒物又は劇物の 製造業又は輸入業に係 る登録の変更の申請に 対する審査	<u>製剤製造</u> <u>業者等の</u> <u>毒物劇物</u> <u>製造業又</u> <u>は輸入業</u> <u>登録変更</u> <u>申請手数</u> <u>料</u>	[略]
50 毒物及び劇物取締法 第9条第2項において 準用する同法第4条第	<u>毒物劇物</u> <u>製造業又</u> <u>は輸入業</u>	3,200円

46 毒物及び劇物取締法 施行令(昭和30年政令 第261号)第35条の規 定に基づく毒物又は劇 物の製造業、輸入業又 は販売業の登録票の書 換え交付	<u>毒物劇物</u> <u>製造業、</u> <u>輸入業又</u> <u>は販売業</u> <u>登録票書</u> <u>換え交付</u> <u>手数料</u>	[略]
47 毒物及び劇物取締法 施行令第36条の規定に 基づく毒物又は劇物の 製造業、輸入業又は販 売業の登録票の再交付	<u>毒物劇物</u> <u>製造業、</u> <u>輸入業又</u> <u>は販売業</u> <u>登録票再</u> <u>交付手数</u> <u>料</u>	[略]
[略]		
49 毒物及び劇物取締法 第9条第1項の規定に 基づく毒物又は劇物の 製造業又は輸入業に係 る登録の変更の申請に 対する審査	<u>毒物劇物</u> <u>製造業又</u> <u>は輸入業</u> <u>登録変更</u> <u>申請手数</u> <u>料</u>	[略]
50 削除		

<u>2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由</u>	<u>登録変更申請手数料</u>
[略]	

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛
		ア ブルセラ病の検査 420円
		イ 結核病の検査 420円
		ウ ヨーネ病の検査 720円
		エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 1,260円
	(2)～(4) [略]	
	(5) <u>みつばち</u> <u>1ほう群</u> 70円	
[略]		

[略]	

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛
		ア ブルセラ病の検査 440円
		イ 結核病の検査 440円
		ウ ヨーネ病の検査 730円
		エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 1,310円
	(2)～(4) [略]	
	(5) <u>蜜蜂</u> <u>1蜂群</u> 70円	
[略]		

3 別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
----	----	----

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
----	----	----

[略]		
51 <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤施用機関</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
52 <u>覚せい剤取締法</u> 第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤研究者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
53 <u>覚せい剤取締法</u> 第4条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚せい剤製造業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
54 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤原料輸入業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚せい剤原料輸入業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
55 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤原料輸出業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚せい剤原料輸出業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]

[略]		
51 <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤施用機関</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
52 <u>覚醒剤取締法</u> 第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤研究者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
53 <u>覚醒剤取締法</u> 第4条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚醒剤製造業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
54 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤原料輸入業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚醒剤原料輸入業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
55 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤原料輸出業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚醒剤原料輸出業者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]

56 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚せい剤原料製造業者指定申請手数料</u>	[略]
57 <u>覚せい剤取締法</u> 第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者</u> の指定証の再交付	<u>覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料</u>	[略]
58 <u>覚せい剤取締法</u> 第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由	<u>覚せい剤製造業者等指定証再交付手数料</u>	[略]
59 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく	<u>覚せい剤原料取扱</u>	[略]

56 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の5において準用する同法第4条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚醒剤原料製造業者指定申請手数料</u>	[略]
57 <u>覚醒剤取締法</u> 第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者</u> の指定証の再交付	<u>覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料</u>	[略]
58 <u>覚醒剤取締法</u> 第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由	<u>覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料</u>	[略]
59 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく	<u>覚醒剤原料取扱者</u>	[略]

<u>覚せい剤原料取扱者の</u> 指定の申請に対する審査	<u>者指定申請</u> <u>手数料</u>		<u>覚せい剤原料取扱者の指定</u> の申請に対する審査	<u>指定申請</u> <u>手数料</u>	
60 <u>覚せい剤取締法第30</u> <u>条の2の規定に基づく</u> <u>覚せい剤原料研究者の</u> 指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤</u> <u>原料研究</u> <u>者指定申</u> <u>請手数料</u>	[略]	60 <u>覚せい剤取締法第30条</u> <u>の2の規定に基づく</u> <u>覚せい剤原料研究者の指定</u> の申請に対する審査	<u>覚せい剤原</u> <u>料研究者</u> <u>指定申請</u> <u>手数料</u>	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和2年4月1日から、表3の項の改正部分は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。